

I 神奈川県営水道事業審議会からの答申及び県営水道の対応について

令和5年11月8日に神奈川県営水道事業審議会から答申の提出を受けた。答申の概要を報告するとともに、答申を踏まえた企業庁の対応案を報告する。

1 答申の概要

(1) 施設整備のあり方

県営水道の施設は、1970年代以降の県内人口が大幅に増加した時期に大量に整備されており、これらの水道施設が順次更新時期を迎える。

また、大規模地震発生への懸念や自然災害の激甚化を踏まえた水道施設の耐震化、浸水対策、停電対策等を着実に講じることに加え、要求水準の高まる水質管理にも適切に対応していかなければならない。

さらに、今後の人口減少の進展に伴い更なる水需要の減少が見込まれることを踏まえ、需要に応じた施設規模に最適化していくことが求められる。

こうした県営水道を取り巻く環境を踏まえ、将来にわたり生活に必要な水を安定的に供給し続けるという水道事業者の使命を果たしていくことを目的に、長期的な視点に立って施設整備のあり方について検討を行った。

ア 施設整備の方向性と目指す姿

県営水道を取り巻く環境を基に、施設整備で実現する未来の水道を議論し、4つの方向性と9つの目指す姿を整理。

イ 戦略的な管路整備

- ・ 水道管路の老朽化対策、耐震化等の取組として、更新延長だけでなく、災害発生時の被害の抑制や早期復旧などの効果に着目した戦略的な管路整備を実施することが望ましい。
- ・ 災害時における効果という観点から、管路更新の優先度を見極め、基幹管路や、重要施設への供給管路、復旧困難箇所を先行的に更新した場合、30年後には、基幹管路の耐震適合率が100%、残存老朽管延長がゼロとなる見通しを確認。
- ・ 上記の結果を踏まえ、戦略的な管路整備の効果について、現状のペースで更新した場合と比較すると、震度7クラスの大規模地震が発生した際の被害想定では、復旧日数が12日間短縮され、18日間での復旧が可能となることが見込まれる。

ウ 施設整備の水準

- ・ アセットマネジメントの手法に基づき、今後100年間の更新費用を算出した結果、年平均305億円が必要な水準であることを確認。
- ・ 令和6年度からの5か年では、大規模施設の更新や寒川第2浄水場の廃止に向けて、長期的水準である305億円を上回る施設整備費が見込まれるが、将来的なコスト削減の効果を示した上で、先行投資として進めることが適当。
- ・ 増大する事業量に対応するため、県営水道の執行体制とともに、工事等を請け負う民間事業者側の体制を強化していくことが必要。
- ・ 施設の長寿命化やダウンサイジングにより費用の削減を進めることに加え、新技術の活用による業務の一層の効率化や、国庫補助金等の公的資金の積極的な活用など、水道使用者の負担をできる限り抑えるためにも、財源確保に向けた不断の経営努力が求められる。

(2) 水道料金のあり方

水道事業運営の財政基盤である水道料金収入は減少傾向で推移しており、今後も人口減少社会の進展により、水道料金収入のさらなる減少が見込まれている。

県営水道が将来にわたり安定的に事業運営を継続し、安心安全な水道を未来に残すために、将来の財政収支見通しを踏まえ、経営の安定化や負担の公平性に加え、生活用水の使用者への配慮という点から、県営水道にふさわしい水道料金のあり方について検討を行った。

【水道料金のあり方と方向性】

- ・ 現行の「用途別料金体系」から「口径別料金体系」へ転換
- ・ 基本料金収入の割合の引き上げ（現行の24%から、41%を目標に段階的に引き上げ）
- ・ 水道管の口径に応じた基本水量の設定。従量料金単価は用途にかかわらず統一
- ・ 逓増制の見直し（逓増度の段階的な緩和）
- ・ 次期経営計画期間における財政収支見通しをもとに、算定期間を4年6か月として試算した結果の必要な改定率は概ね25%。
- ・ 水道使用者の生活等への影響を考慮し、財政収支見通しを精査し、改定率の抑制努力と必要な調整を行うこと
- ・ 今後は、3から5年程度の周期で定期的に水道料金の妥当性を検証すること

2 企業庁の対応（水道料金）

答申を基本に、これまでの県議会での議論や県民からの意見等を踏まえ、水道使用者の負担軽減に向け、改定率の圧縮と激変緩和等の措置を講じた企業庁としての改定案を作成した。

(1) 改定率圧縮の取組

支出・収入両面の徹底した見直しにより、約170億円規模の財源対策を行い、財源不足額を縮減し改定率を圧縮する。

ア 施設整備費等の見直し

30年後の効果である「断水戸数の削減、復旧日数の短縮」を維持しつつ、事業運営のための資金を確保できることを前提とした施設整備費の見直しを行い、支出を圧縮（約130億円）する。

- ・ 水道管の太さや工法等の見直し
- ・ 点検・補修による長寿命化
- ・ その他電力調達の工夫による物件費等の見直し 等

イ 収入の確保

土地等の売却や借入金の精査等により、財源を確保（約40億円）する。

(2) 激変緩和等の措置

ア 使用者への影響を軽減するための措置

- ・ 毎月の水道使用量が4 m³以内の少量使用者への配慮のため、基本水量を8 m³から4 m³に見直すことで基本料金を引き下げる。
- ・ 社会福祉減免のうち個人減免の対象世帯については、現在は基本料金相当額の免除により8 m³まで無料で使用可能であるが、基本水量を引き下げた場合影響を受けることから、当面、減免対象となる水量は8 m³を維持する。
- ・ 老人ホーム等の家事用多量使用者への影響を緩和するため、当面、最高単価の上限を引き下げた専用の料金を設定する。
- ・ 大口径使用者への配慮のため、答申よりも基本水量を引き下げることで、基本料金の上げ幅を抑制する。
- ・ 公衆浴場の入浴料金は物価統制令により上限が定められているため、口径別料金体系の例外として、これまでの配慮を継続した料金を設定する。
- ・ 口径別料金体系への移行に伴い、学校の施設として設けられたプールについては浴場用の区分から外れるが、激変緩和措置として、令和7年3月末までは公衆浴場用の料金を適用する。

(3) 水道料金の改定案

ア 平均改定率

22%

イ 実施時期

令和6年10月1日

ウ 料金体系

現行の「用途別料金体系」を「口径別料金体系」に見直す。

エ 基本水量及び基本料金

口径別に基本水量及び基本料金を設定する。

オ 従量料金

家事用、業務用及び一時用の従量料金を統合する。また、老人ホーム等の家事用多量使用者と公衆浴場に配慮した料金を別に設定する。

<料金表（改定案・税抜）>

基本水量及び基本料金 (税抜き)

口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)
25mm以下	4	890
30mm	10	1,300
40mm	30	6,000
50mm	50	11,500
75mm	100	27,010
100mm	150	45,030
150mm	350	119,100
200mm	500	195,460
250mm	800	315,640
300mm	1,200	489,000

浴場用料金

基本水量及び基本料金

基本水量 (m ³)	金額 (円)
4	890

従量料金（基本水量を超過した水量に適用） (税抜き)

使用水量	金額(円) (1 m ³ につき)
5 m ³ を超え 8 m ³ までの分	20
8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	153
15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	164
20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	220
30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	285
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	310
100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	338
300 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	366
1,000 m ³ を超える分	463

※老人ホーム等の家事用使用者の場合、1,000m³を超える分は366円とする

従量料金（基本水量を超過した水量に適用）

使用水量 (m ³)	金額(円) (1 m ³ につき)
5 m ³ を超え 8 m ³ までの分	20
8 m ³ を超える分	57

《参考》 現行の料金表

基本水量及び基本料金 (税抜き)

用途	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)
家事用	8	710
業務用		
浴場用		
一時用	8	1,249

従量料金（基本水量を超過した水量に適用） (税抜き)

用途	使用水量	金額(円) (1 m ³ につき)
家事用	8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	128
	15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	135
	20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	172
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	237
	51 m ³ を超える分	294
業務用	8 m ³ を超え 50 m ³ までの分	201
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	221
	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	280
	300 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	337
	1,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	394
	10,000 m ³ を超える分	436
浴場用	8 m ³ を超える分	57
一時用	8 m ³ を超える分	589

カ 社会福祉減免

個人減免及び施設減免については、現行の制度を継続する。

なお、個人減免について、減免対象の水量は8 m³を維持する。

(4) モデルケースにおける水道料金の現行と改定案との比較

ア 小口径（口径25ミリ以下・1か月料金）

想定使用者	用途	使用水量 (m ³)	現行料金 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	増減率	想定 戸数
単身世帯(1)	家事用	4	781	979	198	25.35%	21万戸
単身世帯(2)		8	781	1,067	286	36.62%	21万戸
2人世帯		15	1,766	2,245	479	27.12%	29万戸
3人世帯		20	2,509	3,147	638	25.43%	20万戸
4人世帯		23	3,076	3,873	797	25.91%	10万戸
5人世帯		28	4,022	5,083	1,061	26.38%	13万戸
6人世帯		34	5,443	6,821	1,378	25.32%	9万戸
老人ホーム		250	74,295	84,657	10,362	13.95%	60戸
小売店	業務用	15	2,328	2,245	△ 83	△ 3.57%	8,000戸
事務所		30	5,645	5,567	△ 78	△ 1.38%	5,000戸
飲食店		100	22,222	28,887	6,665	29.99%	3,000戸
グループホーム		500	157,962	183,767	25,805	16.34%	200戸

(注) 単身世帯(1)…使用量が少量の場合（1か月4 m³・2か月で8 m³）

単身世帯(2)…標準的な使用量の場合（1か月8 m³・2か月で16 m³）

イ 中口径（口径30～50ミリ、1か月料金）

想定使用者	用途	口径	使用水量 (m ³)	現行料金 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	増減率	想定 戸数
4人世帯	家事用	30	23	3,076	3,899	823	26.76%	15戸
共用栓		40	25	3,455	6,600	3,145	91.03%	50戸
老人ホーム		50	1,500	478,545	587,180	108,635	22.70%	5戸
事務所	業務用	40	100	22,222	29,920	7,698	34.64%	600戸
飲食店		50	250	68,422	85,470	17,048	24.92%	200戸
グループホーム		50	1,000	343,312	385,880	42,568	12.40%	200戸
公園		40	30	5,645	6,600	955	16.92%	100戸
学校		50	300	83,822	104,060	20,238	24.14%	100戸
宿泊施設		50	2,000	776,712	895,180	118,468	15.25%	250戸

ウ 大口径（口径100ミリ・1か月料金）

想定使用者	口径	使用水量 (m ³)	現行料金 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	増減率	想定 戸数
地下水利用	100	8	781	49,533	48,752	6242.25%	5戸
平均使用量	100	1,000	343,312	387,123	43,811	12.76%	50戸
多量使用時	100	10,000	4,243,912	4,970,823	726,911	17.13%	60戸

4 今後のスケジュール

令和6年2月 第1回県議会定例会に県営上水道条例の改正議案を提出予定